様式１

整理番号	健康－法申－15

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	伝染病患者等の入浴特例許可
概　要	公衆浴場法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、一般に入浴を拒否しなければいけない。しかし、大阪市長の許可を受けることで、特例として入浴させることができる。
根拠法令等 及び条項	公衆浴場法　（昭和23年7月12日法律 第139号）　第4条 公衆浴場法施行規則　（昭和23年7月24日厚生省令 第27号）　第5条
審査基準	１　次のいずれかに該当すること。 (1)　温泉を使用する公衆浴場で、その温泉が法第４条に規定する伝染病の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ、患者用の入浴施設が別に設けられている場合 (2)　潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合
標準処理期間	１４日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	大阪市保健所環境衛生監視課へ事前相談のうえ、必要と認められる書類を提出してください。
手数料	無料
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備　考	